

「医療・福祉機器等ヘルスケア分野への進出・事業拡大支援業務委託」の企画提案コンペに係る質問に関する回答について

番号	質問	回答
1	<p>展示会出展企業数が5社程度とありますが、応募が多い場合、例えば10社程度まで増やされることはあるのでしょうか。</p>	<p>出展小間、ブース設営、装飾、運営、撤去等にかかる予算額に限りがあるため、10社まで増やすことは難しい見込みですが、応募企業数によって出展企業数を増やすことを検討します。</p>
2	<p>外部講師の謝金ですが、1時間30千円となっております。原則それで進める考えですが、それ以上の支払いをした場合否認される可能性があるのでしょうか。または受託者負担として処理することになるのでしょうか。具体的に講演会後の相談会の実施で講演者の拘束時間が増えた場合の謝金支払いについての対応法をお教え下さい。</p>	<p>謝金については、1時間当たり3万円を超える場合は、業務内容の専門性、依頼内容等を踏まえ、当該者以外では依頼内容を満たすことができない場合に限り、当該単価を設定した理由と積算の根拠を明らかにしたうえで委託者に相談してください。講演者の拘束時間が延長した場合は、予定している時間単位の謝金を、拘束時間に応じて支払うことが想定されます。</p>
3	<p>見積価格について、消費税及び地方消費税抜きの額となっております。交通費についても110分の100を掛けた額とすることと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>交通費も消費税及び地方消費税抜きの額で見積りをしてください。</p>
4	<p>見積り価格について、一般管理費(通常10%以下)の計上は許されるのでしょうか。それらについても明細の記載が必要でしょうか。実際にはこれらの計上は非常に難しいものです。</p>	<p>民間企業(一般社団法人、一般財団法人等は含まない。)の場合であって、当該企業の社内規定等により受託する事業等に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合(これより低いものとしている場合を含む。)は、当該割合による一般管理経費の計上は可能です。なお、一般社団法人、一般財団法人等の場合でも、明細が記載された対象費用の場合は計上が可能です。</p>